

北名古屋市週休2日制工事实施要領

(目的)

第1条 この要領は、発注者指定型の週休2日制工事を実施することにより、建設現場の労働環境改善を図り、もって将来の担い手の確保及び建設産業の持続的な発展を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 安全管理のための現場巡視、現場見学会の実施及びボランティア活動等の地域貢献活動への参加等を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態
- (2) 工事完了日 完了届提出日
- (3) 休日取得率 対象期間（第4条(1)）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合

(対象工事)

第3条 北名古屋市の発注する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 設計金額が1,000万円未満の工事
- (2) 公共建築工事積算基準を適用する工事
- (3) 著しく施工期間が短い工事
- (4) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (5) 緊急の応急復旧工事
- (6) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間（第4条(1)ケ）の大部分を占める工事

(週休2日の確保)

第4条 週休2日制工事は、次に掲げる対象期間の全日数の7分の2（28.5%）以上の日数の休工を実施する。なお、休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。

- (1) 対象期間

契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- ア 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- イ 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- ウ 夏季休暇（3日間）
- エ 年末年始休暇（6日間）
- オ 工場製作のみの期間
- カ 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合の、施工開始日を含む週
- キ 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合の、施工完了日を含む週
- ク 工事全体を一時中止している期間
- ケ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(2) 休工日の設定

建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1箇月単位で4週8休以上が達成できるよう努めるものとする。

（取組内容）

第5条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書において以下の内容を明示する。
 - ア 本要領の対象工事であること
 - イ 第4条(1)ケに該当する非対象期間を設定する場合はその内容
 - ウ 対象外工事の場合はその理由
- (2) 工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工状況の適用区分に応じて補正率を変更するものとする。
- (4) 受注者は、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成し、監督員に提出するものと

し、監督員はこれを確認する。

- (5) 受注者は、毎月5日までに実施状況（休工日及び非対象期間を明示）を実施状況を提出するものとし、監督員は、これを確認する。
- (6) 発注者が週休2日制工事に係るアンケートやヒアリングを実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 受注者は、4週6休以上達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告しなければならない。
なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。
(週休2日の取得に要する費用の計上)

第6条 週休2日制工事の実施工事については、次のにより経費の補正を行うものとする。

(1) 休工状況の適用区分

休日取得率に応じ、休工状況の適用区分は、次のとおりとする。

| 休日取得率 | 休工状況の適用区分 |
|--------------|--------------|
| 28.5%以上 | 4週8休以上 |
| 25%以上28.5%未満 | 4週7休以上4週8休未満 |
| 21.4%以上25%未満 | 4週6休以上4週7休未満 |
| 21.4%未満 | 4週6休未満 |

(2) 補正率

それぞれの経費に次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

| 休工状況の適用区分 | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 |
|-----------|------------------|------------------|--------|
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 機械経費（賃料） | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 |

※市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1のとおり

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

週休 2 日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | |
|------------------|-------|-------------------|-------------------|--------|
| | | 4週6休以上、 4週7休未満 | 4週7休以上、 4週8休未満 | 4週8休以上 |
| 鉄筋工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| ガス圧接工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | |
|-----------------------------|----|-------------------|-------------------|--------|
| | | 4週6休以上、 4週7休未満 | 4週7休以上、 4週8休未満 | 4週8休以上 |
| 法面工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 道路植栽工 | 植樹 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| | 剪定 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 公園植栽工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 橋面防水工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 薄層カラー舗装工 | | 1.00 | 1.00 | 1.01 |
| グルーピング工 | | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工） | | 1.00 | 1.01 | 1.01 |

下水道用設計標準歩掛における市場単価

| 名称 | 規格・仕様 | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|--------|
| 硬質塩化ビニル管設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| リブ付硬質塩化ビニル管設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 砂基礎工 | 人力施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| | 機械施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 碎石基礎工 | 人力施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| | 機械施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 組立マンホール設置工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 小型マンホール工 | | 1.00 | 1.00 | 1.01 |
| 取付管およびます設置工 | ます設置工 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 取付管布設及び 支管取付工 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |